

動燃改革検討委員会報告書（案）の概要

第1部 動燃改革の基本認識

○原子力政策と動燃

将来のエネルギー源確保に向けた原子力開発は、エネルギー安全保障とともに、国際貢献につながるもの。動燃は、その開発の主役として、国民から負託を受け、事業を実施。

○動燃における潜在的困難の顕在化

基礎研究、開発、実用化という性格の異なる業務が混在するという潜在的困難が、先駆者の消失等状況の変化によって顕在化。

○問題の本質

事故原因の本質は、動燃を取り巻く様々な状況の変化に的確に対応できなかった「経営の不在」。

第2部 動燃改革の基本的考え方

○経営不在の詳細

- ・ 研究開発への偏重などによる「安全確保と危機管理の不備」。
- ・ 外界の反応を得るための発信を怠った「閉鎖性」。
- ・ 業務や組織の適正な管理を困難とした「事業の肥大化」。

○改革のデザインの基本

- ・ 明確に設定された裁量権、明確な事業目標の設定とその的確な評価、新組織の経営体の自己変革と経営の外部評価などを条件とする強力な経営が必要不可欠。
- ・ 新法人の事業については、領域を限定する必要があり、見直しの明確な基準を定め、新法人が実施すべき事業を特定。

第3部 改革の実現に向けて

○改革の具体化の方針

- ・事業を抜本的に見直し、動燃を改組して新法人を組織。
- ・新法人は、核燃料サイクルの確立に向け、実用化を目指したプロジェクト指向型の研究開発を遂行。

○経営の刷新

- ・新法人は、原子力委員会の定める長期計画等を受け、明確な事業目標を策定。
- ・経営に第三者による外部評価の機能を導入。
- ・人事交流や研修等による職員の意識改革を徹底。
- ・業務遂行は新法人の裁量。科学技術庁は結果を評価・監査。

○新法人が実施すべき主たる事業

- ・高速増殖炉開発及び関連核燃料サイクル技術開発
- ・高レベル放射性廃棄物処理処分研究開発

○撤退すべき事業

- ・海外ウラン探鉱、ウラン濃縮、新型転換炉開発の3事業は、立地地元自治体等とも協議し、適切な過渡期間において廃止。

○安全確保の機能強化

- ・研究開発偏重を排し、運転管理部門と研究開発部門を分離。
- ・運転管理に電力などの民間の能力や経験を活用。
- ・一般防災の視点を強化。
- ・万全な危機管理体制の確立。

○社会に開かれた体制

- ・立地地元重視の観点から、本社を立地地域に設置。
- ・国民への発信による自己革新を基本とした情報公開や広報の徹底。
- ・国内外に開かれた研究開発体制を確立。
- ・地域住民等の理解や支援が得られるよう地域社会と共生。

あとがき

- 動燃改革の具体化作業を行う「新法人設立作業部会」の設置と、本委員会がその作業進捗状況を確認することを提案。

報告書（案）本文より

・高速増殖炉開発に関する記述

高速増殖炉開発及びそれに関連する核燃料サイクル技術開発は、将来的に核燃料サイクルの中核をなす研究開発であり、我が国の将来、更には、人類の未来を見通したグローバルなエネルギー安全保障の確保に資する極めて公共性の高い研究開発であることから、新法人においては、その研究開発を着実に推進していく。その際、高速増殖原型炉「もんじゅ」を含む我が国の高速増殖炉の将来のあり方に関しては、現在、原子力委員会「高速増殖炉懇談会」で審議が行われているところであり、その審議結果、及び「財政構造改革の推進について（平成9年6月3日閣議決定）」を踏まえつつ、適切な対応をとる。